

第8章 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の方針に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本方針

歴史的風致形成建造物の保存のための維持管理にあたっては、指定対象となった個々の文化財等の保護の指針に従うことを基本とし、周囲の景観への影響や建造物の特徴を十分に配慮した適切な措置を講じる。また、保存のための修理や修景、防災上の措置などを行う場合には、学識経験者などの専門家の意見を踏まえて実施する。

歴史的風致の維持向上を図るため、公開活用についても積極的に推進し、パンフレットやホームページなどで周知に努めるほか、イベント等を通じた普及啓発についても検討するものとする。

2 個別の事項

(1) 県指定文化財・市指定文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外部及び内部とも現状維持を基本とし、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物を維持・保存するための修理については、各種調査に基づいて行われる建造物の外部及び内部を対象とした、修復・復原を基本とする。

(2) 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持・保存を基本とし、文化財保護法に基づき、適切な維持管理を行うものとする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。ただし、建造物の内部において歴史上価値の高いものについては、所有者や管理者等との協議の上、保存に努めるものとする。

(3) 景観重要建造物または鎌倉市景観重要建築物等である歴史的風致形成建造物

道路等公共の場所から望見できる範囲について景観上の調和を図るため、適切な維持管理又は復原のための修理・修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げない範囲で、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認めるものとする。

(4) (1)～(3)以外の歴史的風致形成建造物(法・条例による指定等を受けていない建造物)

建造物の修理は外観を主対象とした維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

3 各種の手続等

「歴史まちづくり法」第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく神奈川県指定重要文化財について、同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ② 鎌倉市文化財保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第 21 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第 22 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合
- ⑤ 鎌倉市都市景観条例第 30 条第 1 項の規定に基づく鎌倉市景観重要建築物等で、同条例第 31 条第 1 項の規定に基づく行為の届出を行った場合